

国立病院機構大阪医療センター公的研究費不正使用防止計画

この計画は、国立病院機構大阪医療センターにおける公的研究費の取扱に係る不正使用防止に関する規程（以下、「不正使用防止規程」という。）第7条第6項の規定により、公的研究費の不正使用を防止するため、不正使用防止計画推進部門によって定めたものであり、研究者等はこの計画の重要性を理解し不正使用を生じさせないように努めなければならない。

1. 公的研究費の不正使用防止に向けた運営・管理及び推進の体制整備

不正使用防止規程第3条により規定する運営・管理に関わる職員と第7条により規定する不正使用防止計画推進部門の職員は、連携を密にして公的研究費の不正使用防止に努めることとする。

2. 公的研究費の不正使用防止に向けた具体的事項の実施

（1）物品・役務の発注業務のルールへの遵守

- ア. 研究費による物品・役務の発注業務については、国立病院機構大阪医療センター物品等検収規程を遵守すること。
- イ. 宅配送・夜間・緊急等の場合であって業者が研究者に直接納品する場合は後日、事務担当者が検収を行うこととする。

（2）旅費のルールへの遵守

- ア. 旅費の取扱については、独立行政法人国立病院機構旅費規程を遵守する。
- イ. 採択された研究課題に旅費を計上している場合は、研究者等は出張計画を作成し、常に提出できるようにしておかなければならない。
- ウ. 出張者は出張復命書を提出する際、下記を例として用務内容に応じて、出張の事実を明らかにすること。
 - 例① 研究打合せの場合は、打合せ相手の所属・氏名を記載する。
 - 例② 学会出席等の場合は、学会要旨等の当日配布資料の添付を求める。
- エ. 不正使用防止計画推進部門は、定期的に一定期間の旅費の状況を、無作為抽出のうえ、職員からのヒアリングなどの方法で事実確認を実施し、旅費のルールへの遵守状況を確認すること。
- オ. 研究者等は、上記Ⅳによる事実確認の実施に積極的に協力しなければならない。

（3）謝金に関するルールへの遵守

- ア. 謝金単価については、研究補助者及び事務補助者（以下、「研究補助者等」という。）については独立行政法人国立病院機構非常勤職員給与規程を準

用し、外部招聘者については外部委員等謝金単価基準を適用し、これを遵守する。

- イ．研究補助者等の謝金の支払については、外部獲得研究費事務補助者等給与立替払手順書を遵守する。
- ウ．研究補助者等及び招聘による従事者の出勤簿は管理課で管理・保管し、当該者は管理課において押印する。
- エ．管理課は、業務内容の事実確認を当該者本人から行う。
- オ．不正使用防止計画推進部門は、無作為抽出のうえ定期的に、研究補助者等からのヒアリングなどの方法により勤務状況の事実確認を実施すること。
- カ．研究補助者等は、上記Ⅳによる事実確認の実施に積極的に協力しなければならない。

(4) 研究者及び研究協力者によるルールへの遵守

院長は、公的研究費に採択された研究者及び研究協力者から、公的研究費の使用ルールを厳守し研究費の不正使用の防止に努める旨の誓約書の提出を求めること。

(5) 内部監査の実施

不正使用防止規程第6条の規定により内部監査体制を整備し実施する。

(6) 不正使用に関する告発受付窓口の設置

不正使用防止規程第8条の規定により不正使用に関する窓口を設置する。

(7) 研究者等及び関係者への周知と不正使用防止の啓発

- ア．国立病院機構大阪医療センターにおける公的研究費の取扱いに係る不正使用防止に関する規程及び本計画を院内外に周知する。
- イ．不正使用防止計画推進部門は、不正行為防止のための講演会等を企画し、実施する。

(8) 本計画の改定

当院における公的研究費の不正使用防止のため、今後も不正を発生させる要因の把握と要因分析を進めるとともに、実態を把握しながら随時改定を行う。

平成27年12月9日策定

平成28年 6月1日改定